

閲覧制度改正のポイントについて

個人情報保護に対する意識の高まり等に的確に対応するため、現行の「何人でも閲覧を請求できる」という閲覧制度は廃止し、法の目的に即して、閲覧できる主体と目的を限定するとともに、閲覧の手続等についても整備するなど、個人情報保護に十分留意した制度として再構築する。

| | 改正前 | 改正後 | |
|--------------------------|--|---|---|
| 請求者・申出者 | 何人でも可 | ※本人又は本人と同一の世帯に属する者は、原則住民票の写しの交付で対応。 ※弁護士等の職務上請求については、特別の規定はおいていない。 | |
| 請求・申出ができる場合 | 不当な目的によることが明らか なとき又は住民基本台帳の閲覧に より知り得た事項を不当な目的に 使用されるおそれがあることその 他の当該請求を拒むに足りる相当 な理由があると認められるときは、 請求を拒むことができる。 | 国又は地方公共団体の機関 法令で定める事務の遂行 | 個人又は法人（法人でない団体で代表 者又は管理人の定めのあるものを 含む。） ・統計調査、世論調査、学術研究その他 の調査研究のうち公益性が高いと認め られるもの ・公共的団体が行う地域住民の福祉の向 上に寄与する活動のうち公益性が高い と認められるもの 等 |
| 請求・申出時に 明らかにすべき 事項 | ・当該請求をする者の氏名及び住 所 ・請求事由 （請求事由を明らかにすることを 要しない場合 ①本人又は本人と同一の世帯に 属する者 ②国又は地方公共団体の職員 ③弁護士等 ④市町村長が相当と認める場合） ・請求に係る住民の範囲 | ・当該請求をする国又は地方公共団 体の機関の名称 ・請求事由 （明らかにすることが事務の性質上 困難であるものにあつては、法令 で定める事務の遂行のために必要 である旨及びその根拠となる法令 の名称、請求事由を明らかにする ことが困難である理由） ・請求に係る住民の範囲 ・閲覧者の職名及び氏名 等 | ・申出者の氏名及び住所（個人） ・申出者の名称、代表者又は管理人の氏 名及び主たる事務所の所在地（法人） ・閲覧事項の利用目的 ・請求に係る住民の範囲 ・閲覧者の氏名及び住所 ・個人閲覧事項取扱者の氏名及び住所 ・当該法人の役職員又は構成員のうち閲 覧事項を取り扱う者の範囲 等 |

※その他、閲覧事項を取り扱う者（国又は地方公共団体の機関による請求にあつては、当該職員で国又は地方公共団体の機関が指定するもの、個人又は法人による申出にあつては、申出者が指定する者や、個人閲覧事項取扱者、法人閲覧事項取扱者など）が規定されたほか、個人又は法人による申出について、目的外利用の禁止や第三者提供の禁止、適正管理義務、報告義務が規定された。